

「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定により、「中部国際空港における航空機と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年2月17日公示第1号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成28年5月11日

中部空港税関支署長 矢 幅 直 彦

記

別紙の（注）

「

外航機用スポットとは、第1、第10から第12まで、第14から第28まで、第101から第119まで、第201から第206まで、第301から第306まで、第401から第403まで、第405から第408まで、第400D、第400E、第400F、第501から第504まで、第500A、第500B、第500C、N1からN6までの各スポットを言う。

」を

「

（注）外航機用スポットとは、第1、第10から第12まで、第14から第28まで、第101から第119まで、第201から第206まで、第301から第306まで、第401から第403まで、第405から第408まで、第400Dから第400Fまで、第501から第508まで、第500Aから第500Fまで、N1からN6までの各スポットを言う。

」に改める。

附 則

この公示は、平成28年5月20日から施行する。

| 交通場所及び積卸場所 | | 制限 |
|------------|---|-----------------------------|
| 交通場所 | 1. 中部国際空港旅客ターミナルビルディング（以下「国際線ビル」という。）本館3階出国待合室から国際線ビルセンターピア及び南ウイングの各ゲートを通り、外航機用スポット（注）に駐機する航空機に至る通路 | 出国する旅客及び乗組員の交通に限る。 |
| | 2. 国際線ビル南ウイング1階の第2C I Qエリアから外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路 | 出国する旅客及び乗組員の交通に限る。 |
| | 3. 外航機用スポットに駐機する航空機から国際線ビルセンターピア及び南ウイングの各ゲートを通り、国際線ビル本館2階国際線乗継検査室を経て、同ビル本館3階出国待合室から国際線ビルセンターピア及び南ウイングの各ゲートを通り、外航機用スポットに駐機する航空機に至る通路 | 通過する旅客及び乗組員の交通に限る。 |
| | 4. 外航機用スポットに駐機する航空機から国際線ビルセンターピア及び南ウイングの各ゲートを通り、国際線ビル本館2階検疫ブース及び入国審査ブースを経て、中部空港税関支署旅具検査場に至る通路 | 入国する旅客及び乗組員の交通に限る。 |
| | 5. 外航機用スポットに駐機する航空機から国際線ビル南ウイング1階の第2C I Qエリアに至る通路 | 入国する旅客及び乗組員の交通に限る。 |
| | 6. 国際線ビル南ウイング1階中部空港税関支署旅具取締部門取締本部事務室脇のエプロンに通ずる出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 出入国又は通過する旅客及び乗組員以外の者の交通に限る。 |
| | 7. 国際線ビル本館1階中部空港税関支署旅具取締部門第2監所事務室前の出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 同上 |
| | 8. 第1国際貨物上屋からエプロンに通ずる出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 貨物及び機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。 |
| | 9. 第2国際貨物上屋からエプロンに通ずる出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 同上 |
| | 10. 第3国際貨物上屋からエプロンに通ずる出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 同上 |
| | 11. 機用品センターからエプロンに通ずる出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 同上 |
| | 12. 機内食工場からエプロンに通ずる出入口。ただし、外航機用スポットに駐機する航空機との交通に限る。 | 機内食関係機用品の積卸業務に従事する者の交通に限る。 |
| 積卸場所 | 外航機用スポット及びビジネスジェット格納庫 | |

（注）外航機用スポットとは、第1、第10から第12まで、第14から第28まで、第101から第119まで、第201から第206まで、第301から第306まで、第401から第403まで、第405から第408まで、第400Dから第400Fまで、第501から第508まで、第500Aから第500Fまで、N1からN6までの各スポットを言う。